認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造および設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、平成21年度税制改正により新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置が創設されました。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、次の要件を満たすものは固定資産税が減額されます。

・減額の対象となる認定長期優良住宅の要件

1. 「長期優良住宅の普及に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から平成32年3月31日までに新築された住宅。
2. 同法の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして、認定を受けて新築された住宅であること。
3. 店舗など併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること。

・床面積

・専用住宅
50㎡以上280㎡以下（一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下）

・併用住宅
居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

・減額される範囲

床面積が120㎡以下の家屋の場合：家屋に係る固定資産税額の2分の1

床面積が120㎡を超え280㎡以下の場合：家屋に係る固定資産税額の120㎡相当分について2分の1

・減額される期間

3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅：新築後7年間（長期優良住宅以外の住宅は5年間）

一般の住宅：新築後5年間（長期優良住宅以外の住宅は3年間）

・申告の手続き

毎年10月から12月中に行う家屋調査時にほかの書類とあわせて記載提出していただきます。

問い合わせ　税務課　資産税係
☎45・3111（内線141・142）

今月の納税

固定資産税　第3期
10月1日(月)

国民健康保険税　第5期
10月1日(月)

★延長窓口サービス★

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。

各種証明書の発行、町税の納付など、お気軽にご利用ください。

法律とこころの健康相談会

生活苦、病苦など…「法律とこころの両面」から不安や悩みの軽減を図ることを目的に、弁護士や臨床心理士による相談会を開催します。お気軽にお申し込みください。

日時　9月6日(木)
9月26日(水)
平成31年3月1日(金)
午後1時～4時

会場　西濃保健所（西濃総合庁舎）
2階　会議室

申し込み　電話にて事前予約
（相談時間は1人につき45分程度、各日、先着3人）

申し込み先　岐阜県西濃保健所　健康増進課　保健予防係
☎0584・73・1111
（内線275）

※相談無料、秘密厳守です。

9月の成年後見・権利侵害相談室

☆電話・メールでのご相談をお受けいたします。

電話相談日時
9月18日(火)　午後1時～6時
（毎月第3火曜日）
☎090・7851・9301

メール
nishiwaki-socialwork@ezweb.ne.jp

☆電話・メールで予約して、個別直接相談をご希望される方は予約の連絡をいつでもお受けできます。

相談場所　池田町障害福祉サービス事業所「ふれ愛の家」の宿泊訓練施設ふれあいホーム「大室荘」

相談日時　予約時にご希望をお聞きして決めます。

費用　無料です。

内容

・成年後見について、申し立てについての質問・相談
・申し立てを援助します
・福祉サービスについての質問・相談
・権利侵害についてや生活の困りごとのご相談にのります

※社会福祉の専門職　社会福祉士（ソーシャルワーカー）がご相談にのります
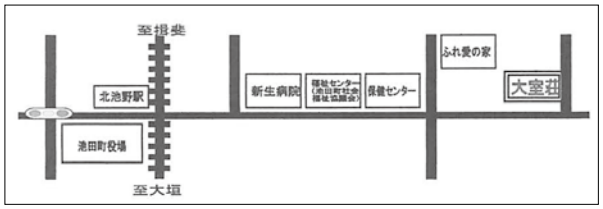
主催　揖斐郡成年後見・権利擁護センター（任意団体）
代表　社会福祉士（コミュニティソーシャルワーカー）西脇　隆
（一社）岐阜県社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあ
会員